

医療費控除

1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費が一定額を超えた場合に、
納めた税金の一部が戻ってくる制度です。

対象となる医療費

治療を目的とした医療行為に支払った費用(通院にかかる交通費も含む※1)

生計を同一にする家族の医療費も合算可能

※1:原則として公共交通機関の利用のみ

計算方法

医療費控除額※2＝

支払った医療費の合計額－保険金などで補填される金額※3－10万円※4

還付金＝医療費控除額×所得税率

※2:上限200万円

※3:高額療養費、出産育児一時金、生命保険の入院給付金など

※4:その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額

医療費控除を受けるための手続き

確定申告書を税務署に提出するか、電子申告にて申告してください。

要するに・・・

医療費控除は、確定申告の控除制度の一つです。
確定申告をすることで税金が還付金として戻ってきます。



高額療養費制度に関する最新の情報は、厚生労働省ホームページ「高額療養費制度を利用される皆さまへ」をご参照ください。
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougakuiryou/index.html (2026年7月確認)

シムジア®による
治療を始められる患者さんへ

上手に活用! 医療費の助成制度ガイド

監修 いがらし皮膚科東五反田 院長 五十嵐 敦之先生

2026年8月時点



はじめに

医療費が高額になった場合、一定額を超えた医療費について払い戻しを受けたり、税金の一部の控除を受けるなどのサポートを得られることがあります。この冊子では、経済的な負担を軽減する様々な助成制度をご紹介します。乾癬の治療を続けていくためにも、助成制度を活用し、医療費に対する不安を少しでもなくして、前向きに治療していきましょう。

目次

- 知っておきたい3つの医療費の助成制度…………… 1
- 高額療養費制度とは?…………… 2
- 高額療養費の申請…………… 4
- Q & A…………… 7
- シムジア®の投与スケジュール…………… 8
- 高額療養費以外の制度…………… 9

本冊子は、2026年8月時点における制度に基づいています。なお、高額療養費制度は令和9年8月に年収による所得区分の細分化が予定されています。

最新の情報は、厚生労働省ホームページ「高額療養費制度を利用される皆さまへ」などをご参照ください。

知っておきたい3つの医療費の助成制度

① 高額療養費制度

支払った医療費が1ヵ月(その月の1日～末日)で上限額を超えた場合に、加入している健康保険組合などに申請することで、超えた金額が支給される制度です。

お問い合わせ先 ご加入されている健康保険組合、病院の医事課など

② 付加給付制度

各健康保険組合が独自に定めている制度で、高額療養費制度と併用可能です。自己負担の上限額は保険組合によって異なります。

お問い合わせ先 ご加入されている健康保険組合

③ 医療費控除

1年間の医療費が10万円※を超えた場合、支払った医療費を確定申告することで、所得状況に応じた控除を受けることができる制度です。

※：その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額

お問い合わせ先 税務署



シムジア®による乾癬治療を始めるときに、まず確認しておきたいのは、**高額療養費制度!**
この冊子では、「高額療養費制度」について詳しく解説します。

申請に際して、病院や薬局の領収書が必要なことがあります。
大切に保管しておきましょう。

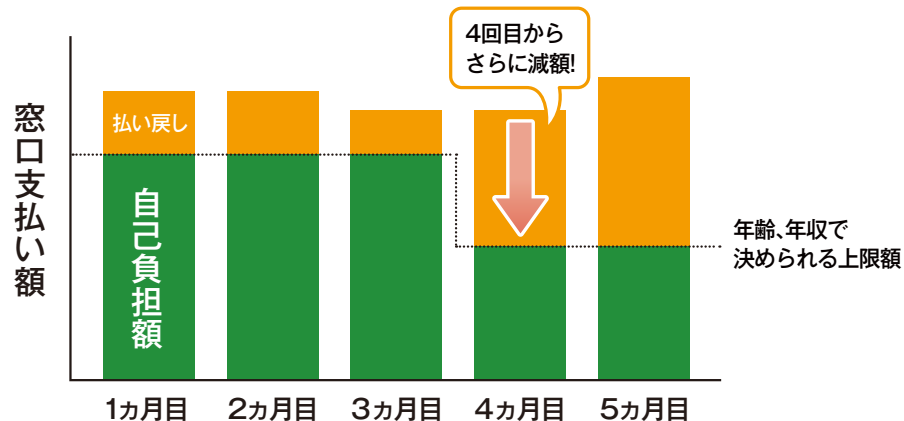


高額療養費制度とは？

1ヵ月(その月の1日～末日)の医療費が上限額※1を超えた場合に、加入している健康保険組合などから払い戻しを受けられる制度です。

高額な医療費が継続する場合※2、自己負担がより軽減されます。

高額療養費制度の還元イメージ



※1: 上限額は次のページの表のとおり、年齢や年収によって異なります。

※2: 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した月がある場合は、4回目から「多数回該当」となり、上限額が下がります。ただし、70歳以上で「住民税非課税」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

要するに…



申請することで窓口で支払った金額の一部が戻ってくる制度です。
4回目からは、自己負担がさらに減額となります。
また、新たに年間の自己負担上限額(年間上限)が設けられ、年間の支払いが上限に達した場合は、それ以降の自己負担が不要になります。

※令和9年8月には所得区分の細分化や多数回該当の変更が予定されています。

高額療養費 上限額算出表

70歳未満の場合

年収換算	所得区分		負担割合	月単位の上限額(円)		年単位の上限額(円)
	健保 (標準報酬月額)	国保 (旧ただし書き所得)		月単位の上限額(円)	多数回該当	
約1,160万円～	83万円以上	901万円超	3割 (※1)	270,300+ (医療費－901,000)×1%	<140,100>	1,680,000
約770万円～ 約1,160万円	53万円～ 79万円	600万円～ 901万円		179,100+ (医療費－597,000)×1%	<93,000>	1,110,000
約370万円～ 約770万円	28万円～ 50万円	210万円～ 600万円		85,800+ (医療費－286,000)×1%	<44,400>	530,000
～約370万円	26万円以下	210万円以下		61,500		530,000 (※5)
住民税非課税				36,900	<24,600>	290,000

70歳以上の場合: 70歳以上では、外来だけの上限額も設けられています。

年収換算	所得区分		負担割合	月単位の上限額(円)		年単位の上限額(円)
	健保 (標準報酬月額)	国保・後期 (課税所得)		外来(個人ごと)	多数回該当	
約1,160万円～	83万円以上	690万円以上	3割	270,300+ (医療費－901,000)×1%	<140,100>	1,680,000
約770万円～ 約1,160万円	53万円～ 79万円	380万円以上		179,100+ (医療費－597,000)×1%	<93,000>	1,110,000
約370万円～ 約770万円	28万円～ 50万円	145万円以上		85,800+ (医療費－286,000)×1%	<44,400>	530,000
～約370万円	26万円以下 (※2)	145万円未満 (※2,3)		22,000 (年間上限216,000)	61,500	530,000 (※6)
住民税非課税			70-74歳 2割	11,000 (年間上限96,000)	25,700	<24,600>
住民税非課税(所得が一定以下)			75歳以上 1割 (※4)	8,000	15,700	—
						180,000

※1: 義務教育就学前の者については2割。

※2: 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※3: 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4: 課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上(複数世帯の場合は320万円以上)の者については2割。

※5: 「年収換算～約200万円(健保: 15万円以下、国保: 86万円未満)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

※6: 「年収換算～約200万円(健保: 15万円以下、国保・後期: 28万円未満)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

長期にわたり高額な治療を受ける方への配慮として「年間上限額」が新たに設けられました(例: 年収約770万～約1,160万円は年間上限111万円、約370万～約770万円は53万円、非課税は29万円など)。なお、本制度は令和9年8月より所得区分の細分化や多数回該当の変更が予定されています。

厚生労働省ホームページ「高額療養費制度を利用される皆さまへ」より作成:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougakuiryou/index.html (2026年7月確認)

高額療養費の申請

申請方法

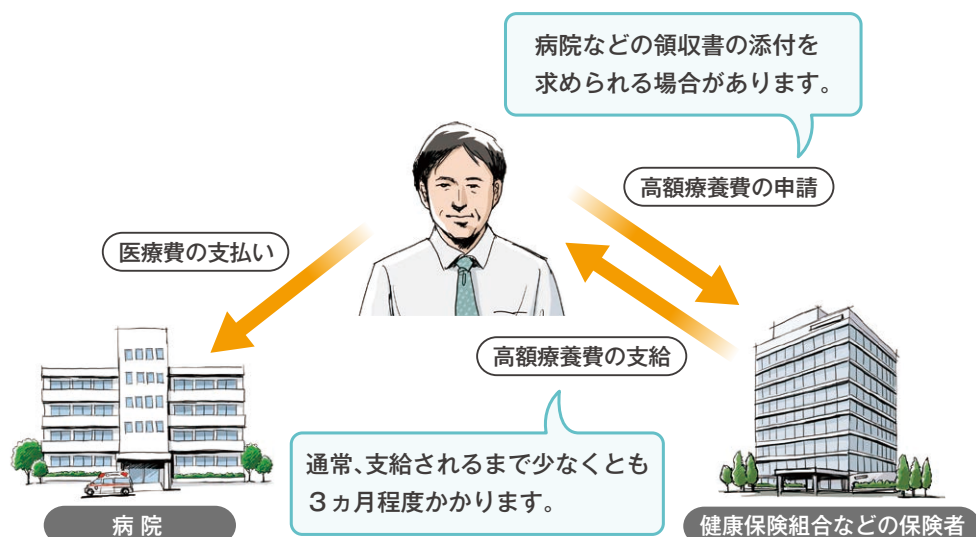
加入している健康保険組合などに、高額療養費の支給申請書を提出または郵送することで支給が受けられます。病院などの領収書の添付を求められる場合がありますので、大切に保管しておきましょう。

申請期限

高額療養費の申請期限は、診療を受けた月の翌月1日から2年です。
2年前までの高額療養費であれば、過去にさかのぼって支給申請することができます。
2年を過ぎてしまうと、申請ができなくなってしまうため注意してください。

支給されるまでの期間

通常、高額療養費の支給には、診療を受けた月から少なくとも3ヵ月程度かかります。



窓口での支払いを負担の上限額までに抑える方法

方法①

加入の健康保険組合などから「限度額適用認定証^{*1}」や「限度額適用・標準負担額減額認定証^{*1}」の交付を受け、医療機関の窓口でこれらの認定証を提示した場合、当月の窓口での負担額が自己負担限度額までとなり、高額療養費の申請手続きが不要になります。

■対象

- 70歳未満の全員
- 70歳以上で年収約370万～約1,160万円の方または住民税非課税の方

^{*}1: 認定証は加入している健康保険組合などに申請することで交付されます。

方法②

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すると、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。登録したマイナンバーカードを健康保険証として利用し、医療機関に設置されている「顔認証付きカードリーダー」で限度額情報の提供に同意すると、医療機関・薬局での支払いを自己負担の上限額までにとどめることができます^{*2}。

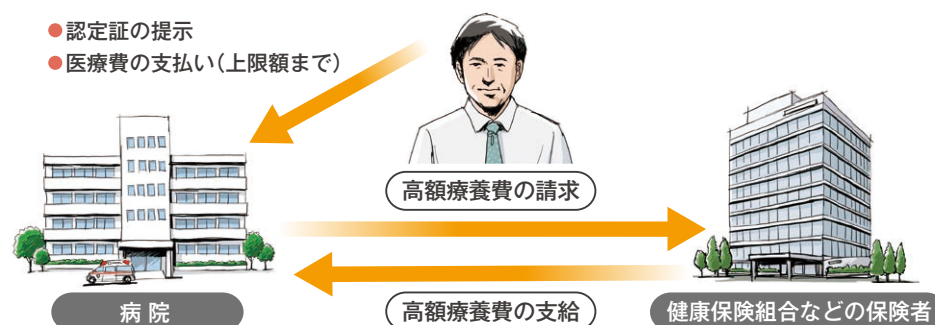
■対象

- マイナンバーカードの健康保険証利用の手続きが済んでいる方^{*3}

^{*}2: 全ての医療機関・薬局にシステムが導入されているわけではありません。使用可能かは厚生労働省のホームページに掲載されている施設をお調べいただくか、各施設へお問い合わせください。

^{*}3: 70歳以上の方は、マイナンバーカードがなくても、高齢受給者証を提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

厚生労働省マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html (2026年7月確認)



要するに・・・

医療機関の窓口で認定証を提示すれば、窓口での支払いを最小限(上限額まで)に抑えることができます。

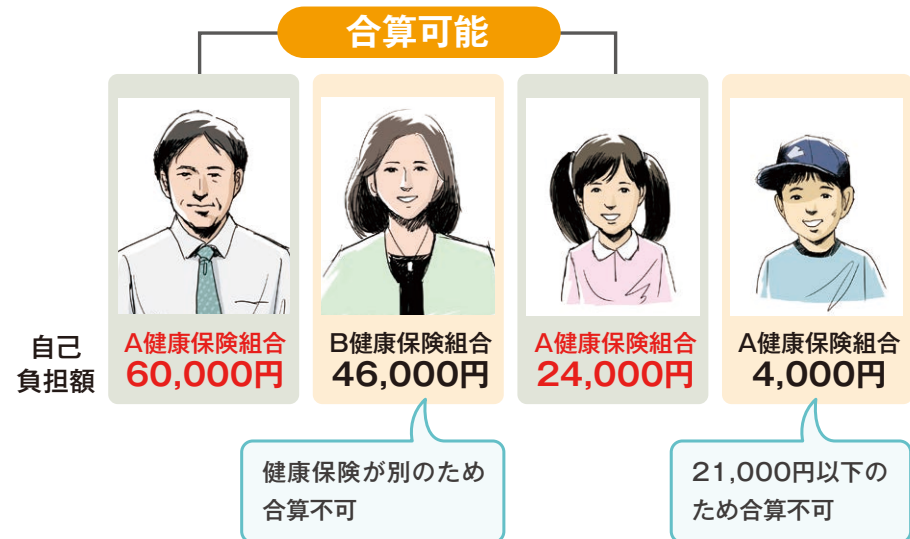
厚生労働省ホームページ: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougakuiyou/index.html (2026年7月確認)

複数の受診や同一世帯※¹の方の1ヵ月(その月の1日～末日)の医療費を世帯合算※²して申請することもできます。

※¹:同じ健康保険に加入している場合を指します。

※²:ただし、70歳未満の方の受診については、21,000円以上の自己負担のみ合算されます。

70歳未満の方のみの世帯の場合



70歳以上の方と70歳未満の方がいる世帯では、計算方法が異なります。

詳しくはご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

要するに…



一人一回分の医療費では上限額を超えない場合でも、複数の受診や家族の1ヵ月(その月の1日～末日)の医療費を合算して申請することができます。

Q & A

Q

高額療養費制度の対象となる医療費について、制限はありますか？

A

入院や手術の費用についても対象となります。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代、保険適用外となる治療(先進医療にかかる費用)等については、高額療養費の支給の対象とはされていません。

Q

病院で複数の診療科を受診し、それぞれの診療科での自己負担額を合計すると自己負担限度額を超える場合は、高額療養費の請求ができますか？

A

一つの医療機関としてまとめて行うことができます。
 なお、医科と歯科、入院と外来に関しても、窓口負担が、
 ① 70歳未満の方は21,000円以上のものについて
 ② 70歳以上の方は窓口負担の額にかかわらず
 それらを合算して高額療養費を請求することができます。

Q

窓口での支払い時に限度額適用認定証を提示できなかった場合はどうなりますか？

A

オンライン資格確認システムが導入されている医療機関等であれば、マイナンバーカードの保険証利用の有無にかかわらず、ご本人の同意(口頭など)により所得区分の確認ができ、窓口での支払いを上限額までに抑えることが可能です。システム未導入などで確認ができない場合は、一時的に自己負担額の全額を支払い、後日、加入している健康保険組合などに申請することで、上限額を超えて支払った額の払い戻しを受けることが可能です。

厚生労働省ホームページ:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html (2026年7月確認)

シムジア®の投与スケジュール

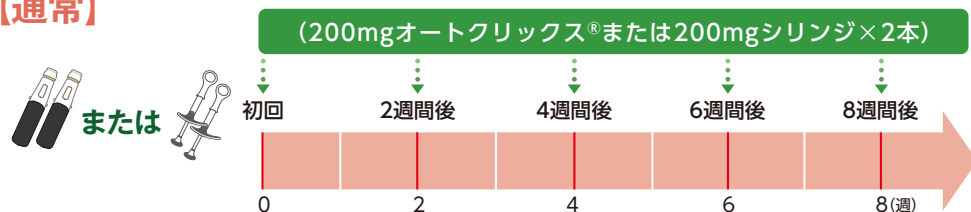
シムジア®による治療にかかる費用を把握するために、投与スケジュールについて確認しましょう。

乾癬における投与スケジュール

シムジア®は、通常400mgを2週間間隔で注射します。

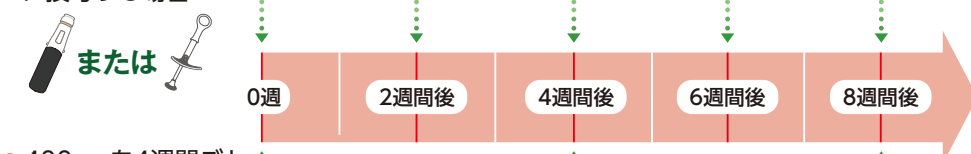
治療を継続し症状が安定したら、患者さんによっては、200mgを2週間ごと、もしくは400mgを4週間ごとのスケジュールに変更となることもあります。

【通常】

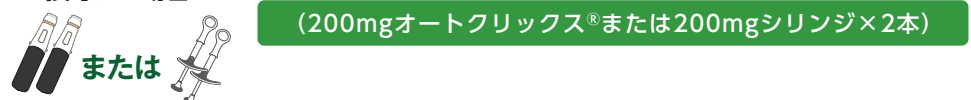


【症状安定後】

- 200mgを2週間ごとに投与する場合



- 400mgを4週間ごとに投与する場合



- 乾癬の症状が安定した後の投与スケジュールについては、患者さんの症状や希望を加味し、医師と患者さんとの相談のうえ決まります。
- オートクリックス®とシリンジの投与スケジュールは同じです。

Devices designed in partnership with **OXO** **GOOD GRIPS** CIMZIA®はUCB PHARMA S.A., Belgiumの登録商標です。OXO, GOOD GRIPSはHelen of Troy社の登録商標であり、同社よりライセンスされて使用しています。

高額療養費以外の制度

付加給付制度

各健康保険組合が独自に1ヵ月間（その月の1日～末日）の自己負担の上限額を定め、その上限額を超えた金額が支給される制度です。

高額療養費制度による払い戻しと併用することができます。

詳細はご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

なお、協会けんぽおよび国民健康保険には、この制度はありません。

支払いイメージ



要するに…



付加給付制度を高額療養費制度に併用した場合、さらに自己負担額が軽減されることがあります。

※付加給付制度の詳細は、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。
高額療養費制度については厚生労働省ホームページをご参照ください。
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html
(2026年7月確認)